

## 地方独立行政法人3病院における 次期中期目標・計画の策定及び、現中期計画・年度計画の評価について（案）

・次期中期目標期間 : 2020～2024年度 [5年間]

(参考) 看護大学・現中期目標期間 : 平成28～33年度 [6年間]

・現中期目標期間 : 平成27～31年度(2015～2019年度) [5年間]

法人対応業務 県対応業務

項目	実施内容	地独法	時期												
			2018(H30)年度				2019年度				2020年度				
			2月 評価委員会開催(2/6)	7月 評価委員会開催	8月 評価委員会開催	9月 評価委員会開催	11月 評価委員会開催	12月 評価委員会開催	1月 評価委員会開催	3月 評価委員会開催	7月 評価委員会開催	8月 評価委員会開催	9月 評価委員会開催		
中期目標期間終了時の検討	県は、現中期計画の業務実績見込評価を行ったときは、中期目標期間終了時までに、評価委員会に意見を聴取し、法人の業務及び組織全般にわたる検討を行い、所要の措置を講ずるとともにその内容を公表する。	§ 30			終了時の検討(案) に関する意見  ・終了時の検討(案) の作成										
次期中期目標の策定	県は、評価委員会に意見を聴取し、議会の議決を経て、次期中期目標を定め、法人に指示する。	§ 25	・次期中期目標策定にあたっての方向性の確認	・次期中期目標(案)に関する意見①	・次期中期目標(案)に関する意見②		・次期中期目標(案)に関する意見③(最終確認)  ・次期中期目標(案)の作成 ・次期中期目標(案)のパブリックコメントの実施 ・次期中期目標(案)作成 ・議決(12月議会) ・次期中期目標の法人への指示								
次期中期計画の策定	法人は、中期目標を達成するための計画を作成し、県の認可を受ける。 県は認可をしようとするときは、評価委員会に意見を聴取し、議会の議決を経なければならない。	§ 26 § 83			・次期中期計画(骨子案)の検討  ・次期中期計画(骨子案)の作成	・次期中期計画(案)の検討  ・次期中期計画(案)の作成		・次期中期計画に関する意見  次期中期計画の認可申請	・次期中期計画に関する意見  ・議決(3月議会) ・次期中期計画の認可						
現中期計画の業務実績見込評価	法人は、中期目標期間最終年度の直前年度終了後3月以内に、現中期目標に係る事業見込報告書を県に提出・公表し、評価を受ける。 県は、評価結果を法人に通知・公表し、議会に報告する。	§ 28 I ②		・現中期目標期間の業務実績見込み自己評価ヒアリング  ・現中期目標期間の業務実績(見込)報告書提出	・現中期目標期間の業務実績の見込評価案に関する意見  ・評価案の作成										
現中期計画の業務実績評価	法人は、中期目標期間終了後3月以内に、現中期目標に係る事業報告書を県に提出・公表し、評価を受ける。 県は、評価結果を法人に通知・公表し、議会に報告する。	§ 28 I ③								・現中期目標期間の業務実績の自己評価ヒアリング  ・現中期計画の業務実績報告書提出	・現中期目標期間の業務実績評価案に関する意見  ・評価案の作成	・議会報告(9月議会)			
年度評価	法人は、各事業年度終了後3月以内に、当該年度に係る事業報告書を県に提出・公表し、評価を受ける。 県は、評価結果を法人に通知・公表し、議会に報告する。法人は、評価結果を中期計画及び年度計画並びに業務運営に反映・公表。	§ 28 I、§ 29		・H30年度業務実績の自己評価ヒアリング  ・H30年度計画の業務実績報告書提出	・H30年度業務実績の評価案に関する意見  ・評価案の作成					・2019年度業務実績の自己評価ヒアリング  ・2019年度計画の業務実績報告書提出	・2019年度業務実績の評価案に関する意見  ・評価案の作成	・議会報告(9月議会)			